

監 査 公 表

令和2年度包括外部監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知が高知市長からあったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年4月17日

高知市監査委員 細 川 哲 也
 高知市監査委員 金 子 努
 高知市監査委員 下 元 博 司
 高知市監査委員 清 水 おさむ

令和2年度包括外部監査の指摘事項等に対する措置等の状況は、下記のとおりである。

記

指摘事項等	措置状況
都市建設部住宅政策課 第5章 監査結果 第1 市営住宅再編計画の進捗状況 2 東部地区の進捗状況 (4) 意見等 三里十津地区の浄化槽については、改修を予定されていたが未実施であるため、更新等を可能な限り早く進められたい。（3Eの観点からする意見）	都市建設部住宅政策課 第5章 監査結果 第1 市営住宅再編計画の進捗状況 2 東部地区の進捗状況 (4) 意見等 十津北1号棟から5号棟までは令和3年度（令和4年3月）に、十津南1, 6, 7号棟は令和4年度（令和4年12月）に改修を行いました。
都市建設部住宅政策課 第5章 監査結果 第2 入居・退去手続の適正 2 入居手続の概要 (4) 意見等 入居手続において、一般向けと旧地域改善向けで差違を設けるべきか否か、検討を深められたい。（3Eの観点からする意見）	都市建設部住宅政策課 第5章 監査結果 第2 入居・退去手続の適正 2 入居手続の概要 (4) 意見等 募集方法については、3年に1度開催される人権施策推進本部の方針に従い決定されますが、令和3年度開催の人権施策推進本部の決定に従い、令和4年第2回目の公募から募集方法の見直しを行いました。 また、生活困窮度合を把握するため、申込者の生活状況の聞き取りを行う必要がありますが、市営住宅管理センターに受付を集約することは体制的に現時点では困難

	<p>ですので、これまでどおり各市民会館での受付とし、加えて、新たに本庁舎においても受け付けることといたしました。</p> <p>なお、一般向けは応募数が多い状況であるため、実務処理上、申込者全ての生活困窮度合を聞き取るとは困難であるため、これまでどおり市営住宅管理センターへの郵送による受付で抽選により入居決定することとしております。</p>
<p>都市建設部住宅政策課 第5章 監査結果 第2 入居・退去手続の適正 5 入居 (2) 意見等 入居説明の合理化、プライバシーへの配慮を検討されたい。 (3Eの観点からする意見)</p>	<p>都市建設部住宅政策課 第5章 監査結果 第2 入居・退去手続の適正 5 入居 (2) 意見等 DVDによる説明は可能ですが、個別方式となると入居者の視聴確認の課題があるため、説明会方式の現状を維持します。鍵の引渡し時のプライバシーへの配慮については、入居説明会を実施しております指定管理者と協議の上、令和4年1月に改善を行いました。</p>
<p>都市建設部住宅政策課 第5章 監査結果 第3 その他、管理の適正 1 消火器の管理について 各市営住宅において、古くなった消火器が放置されていないか早急に点検し、廃棄すべき消火器は速やかに廃棄すべきである。(適法性の観点からの指摘)</p>	<p>都市建設部住宅政策課 第5章 監査結果 第3 その他、管理の適正 1 消火器の管理について 指定管理者において、見回り時に確認できた放置消火器については、廃棄済みです。 なお、市が設置しているものについては、定期的に取り替えを行っております。</p>
<p>都市建設部住宅政策課 第5章 監査結果 第3 その他、管理の適正 3 入居者一覧表について 入居者一覧の表示板設置の必要性を吟味されたい。(適法性、3Eの観点からする意見)</p>	<p>都市建設部住宅政策課 第5章 監査結果 第3 その他、管理の適正 3 入居者一覧表について 入居者情報の表示板は慣習により以前に設置されていたものと考えられますが、現在は新たな設置はしていません。また、建物外に設置していた既存表示板については、指定管理者において、見回り時に確認できたものは、撤去済みです。</p>

	<p>エレベーター前の掲示板については、配達や訪問者のための表札の役割がありますが、各ネームプレートは取外しが可能となっており、入居者御自身の判断により掲示されております。</p>
<p>都市建設部住宅政策課 第5章 監査結果 第3 その他、管理の適正 7 現地視察について (3) 朝倉南横町市営住宅 ② 意見等 退去後相当期間経過した物件については、早期に不要物としてゴミ処理（資源物としてリサイクル）出来るよう、法的手続きも含め検討されたい。（3Eの観点からする意見）</p>	<p>都市建設部住宅政策課 第5章 監査結果 第3 その他、管理の適正 7 現地視察について (3) 朝倉南横町市営住宅 ② 意見等 令和4年度から、指定管理者において退去後の残置物の処分を順次実施しています。</p>